

Difference between a "company with a board of company auditors,"
a "company with an audit and supervisory committee,"
and a "company with a nominating committee, etc."

「監査役会設置会社」と「指名委員会等設置会社」と「監査等委員会設置会社」との間の相違点

機関設計	監査役会設置会社 (伝統的な会社機関設計)	指名委員会等設置会社 (旧「委員会設置会社」)	監査等委員会設置会社 (2015年導入の新会社機関設計)
業務執行の監査機関	監査役会	監査委員会	監査等委員会
上記「監査機関」の構成員	監査役 (監査役的全員が監査役の構成員)	取締役 (全取締役のうち、一部の取締役が 監査委員会を構成する)	取締役 (全取締役のうち、一部の取締役が 監査等委員会を構成する)
各「監査機関」の構成員は 会社の業務を執行するか？	「監査機関」の構成員(=「監査役」) は、会社の業務を執行しない。	「監査機関」の構成員(=「取締役」) は、会社の業務を執行しない。	<u>「監査機関」の構成員(=「取締役」) は、会社の業務を執行する。</u>
会社の業務を執行するのは誰か？	取締役	執行役	取締役 (「監査等委員である取締役」と「監 査等委員ではない取締役」とは、 <u>業 務の執行という点では差異はない。</u>)
会社機関として業務の執行と監査は 分離しているか？	分離している。	分離している。	<u>分離していない。</u>
一言で言えば？	取締役が業務を執行し、監査役が業 務を監査する。	執行役が業務を執行し、取締役が業 務を監査する。	<u>取締役が業務を執行し、取締役が業 務を監査する。</u>